

委 託 契 約 書 (案)

委託者 新潟県（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、令和8年度原子力防災訓練会場設営支援業務委託について、次の条項により委託契約を締結する。

（委託事業の内容）

第1条 甲が乙に対して委託する業務（以下「業務」という。）は、別紙「令和8年度原子力防災訓練会場設営支援業務委託仕様書」（以下「別紙仕様書」という。）に従って業務を実施しなければならない。

（契約期間）

第2条 契約期間は、契約締結日から令和8年11月27日までとする。

（委託料）

第3条 業務の委託料（以下「委託料」という。）の額は、金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）以上の金額とする。

（契約の変更）

第5条 甲は、この契約締結後の事情により別紙仕様書の内容を変更する必要がある場合は、甲と乙が協議し、契約内容及び契約金額の変更を決定できるものとする。ただし、内容の軽微な変更である場合は、この限りでない。

（再委託の制限）

第6条 乙は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、甲があらかじめ承知しているときはこの限りでない。

（処理状況の調査）

第7条 甲は、委託期間中において必要であると認めるときは、業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

（損害の負担）

第8条 業務の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

2 乙は、業務の実施に当たり、第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

(成果物の提出)

第9条 乙は、業務完了後すみやかに、業務報告書等の成果物を甲に提出し、甲の検査を受けなければならない。

(委託料の支払い)

第10条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対し委託料の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙の提出する適正な請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に、委託料を乙に支払うものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙がこの契約に定める業務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

2 乙は、前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその補償を請求することができないものとする。

(帳簿の整備)

第12条 乙は、委託料について、その収支を明らかにした帳簿等を備え、かつ、全ての証拠書類を整備して、業務の完了後5年間保管しておかななければならない。

(財産の管理)

第13条 乙は、業務の実施により取得した財産については、業務完了後、善良な管理者の注意をもって管理し、甲の指示のあったときは、その指示に従って処分しなければならない。

2 乙は、財産取得について、取得財産管理台帳を備え、甲から別に指示のある場合のほかは、業務完了後、成果物に取得財産明細書を添えて提出し、必要な場合は処分に関して甲の指示を受けるものとする。

(秘密の保持)

第14条 乙は、業務の実施に当たり知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第15条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(損害賠償)

第16条 乙は、この契約に定める業務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(暴力団等の排除)

第 17 条 甲は、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その役員等（乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」をいう。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
- (6) 下請け契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者を下請け契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(疑義等の決定)

第 18 条 この契約について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

新潟県新潟市中央区新光町 4 番地 1
甲 新 潟 県
新潟県知事 花 角 英 世

乙
乙
乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第 1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第 2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第 3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第 4 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第 5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第 6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第 7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第 8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者の監督)

第 9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(実地調査)

第 10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(指示等)

第 11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第 12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。